

せいり ばんごう 整理番号	9-1-7	そうだん 相談レベル	3
ぶん ぐん 分類	ぼし ほけん 母子保健		
こう ぐく 項目	にんしん しゅつさん 妊娠・出産		
ない よう 内容	みじゅくじ いりようひ じよせい よういく いりよう きゅうふ 未熟児医療費助成(養育医療給付)		

### 1 想定される質問の背景

- 生まれた赤ちゃんが小さくて入院することになった。
- 経済的に赤ちゃんの医療費を負担できない。

### 2 基本的な質問と回答

相談者 生まれた赤ちゃんが小さくて入院することになりましたが、費用負担が困難です。

回答者 生まれたときの体重が2,000グラム以下または生活力が特に薄弱な乳児が指定養育医療機関に入院した場合、医療費が公費で負担されます。給付を受けたいときは、住所地の神奈川県保健福祉事務所または、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市及び藤沢市は市の保健所に申請してください。全額公費負担が受けられるのは、生活保護世帯です。その他の世帯は、その保護者の世帯の前年に納めた所得税額等に応じて医療費の一部を自己負担することになります。

- ⇒ 神奈川県保健福祉事務所 13-4-4へ
- ⇒ 市保健所 13-5-2へ

相談者 申請の手続きを教えてください。

回答者 助成を受けられるのは、1歳未満で養育医療を必要とする未熟児です。必要な書類をそろえて、お住まいの住所地を管轄する保健所へ申請してください。申請に必要な書類は、養育医療給付申請書、養育医療意見書(「指定養育医療機関」の医師が作成したもの)、世帯調書、所得に関する証明書などです。

### 3 派生する質問と回答

相談者 母親である自分には在留資格はないのですが、子供はこの制度を利用できますか？

回答者 援助を受けられるのは次の要件をすべて満たす方です。これらの要件を満たしていれば在留資格の有無は問いません。①患者ご本人が神奈川県内に居住していること、②1歳未満であること、③生まれたときのときの体重が2,000g以下または生活能力が特に薄弱で、医師が指定された医療機関において入院による養育の必要を認めた方であること、④患者ご本人が国内の医療保険に加入していること

### 4 基礎知識

オーバースティの人は医療保険に加入できるか？

健康保険の適用事業所に雇用されている人は、国籍・性別・年齢・賃金の額などに関係なく、原則として健康保険に加入できます。国民健康保険の加入対象者は、1年以上滞在する予定で外国人登録している方であり、オーバースティの場合は加入は難しいと思います。